

平成27年10月5日

答申第602号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「経済的困難者からの『開示の求め』の件数（平成13～25年）」について開示の求めがあった。

NHKは、平成13年から25年について開示の求めを行う視聴者が経済的困難者であるか否かは把握していないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年10月5日（第225回審議委員会）

第617号諮問、審議、答申